

平成30年第4回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

平成30年4月23日（月）

安芸高田市農業委員会

総 会 出 席 簿

【開催年月日】 平成30年4月23日（月）

【時間及び場所】 午後1時30分より 第1庁舎2階 211会議室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 3号 農地転用（農業用施設）届出について
日程第 3 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第22号 非農地証明申請について
日程第 6 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7 議案第24号 農用地利用配分計画原案の諮問について

議席	氏 名	印	議席	氏 名	印	議席	氏 名	印
1	沖田 良次	○	5	田槇 憲司	○	9	村上 一夫	○
2	田中 秀之	○	6	上田 隆司	○	10	光永 直義	○
3	津田 義則	○	7	富田伊久夫	○	11	水重 克幸	○
4	信川 進吾	○	8	桑原 博	○	12	秋國 満	○

事務局 出席 沢田 純子事務局長
森田 修事務局長補佐

総会開始 午後1時30分

総会時間 47分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○村上会長 それでは、ただいまより平成30年第4回安芸高田市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は12名であります。全員出席でありますので、これより平成30年第4回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は規定により議長において行います。6番 上田隆司委員、7番 富田伊久夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第3号 農地転用（農業用施設）届出についての報告をお願いいたします。事務局。

（事務局朗読説明）

○村上会長 はい、ありがとうございました。

以上で、農地転用（農業用施設）届出についての報告を終わります。

ここで、議長交代のため、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時32分 休憩

午後1時32分 再開

○職務代理 それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

日程第3 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

初めに事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

（事務局朗読説明）

○職務代理 それでは続いて、担当委員の調査報告を行います。

なお、受付番号19、20号については、●●●●さんの案件になりますので、後にさせていただきます。

受付番号18号と24号について、8番 私のほうから御説明させていただきます。

受付番号18号について、これは●●●●さんが、これまでずっと●●さんの田んぼを耕作されておりました。今回ちょっともうできんということなので、譲渡をしたいということでありまして、●●さんへ譲渡するというところで話がまとまってございます。また、●●さんは大型農家で、土地を集積し、頑張っていただいておりますので、全く問題ないかなと。現状は既に堆肥を入れて、白ネギの作付をするようにしておられました。

それと24号の説明でありますが、こちらの件も●●●●さんが今回●●●さんへ譲渡したということでございます。●●●さんはこの地域をほとんどまとめてつくっておられる人でございますので、全く問題ないというふうに思います。これまで、ずっと●●●さんのほうが耕作をされておったようでございますが、譲渡するというところで話がまとまったようでございます。

続いて、受付番号21号について、9番 村上委員さんお願いいたします。

○村上委員 9番 村上でございます。受付番号21号について、4月10日火曜日に最適化推進委員7名と農業委員2名と事務局とで現地視察のほうをいたしましたので、御報告をいたします。

別図20-21ページをごらんください。先ほど配っていただいた分です。申請地●●●●●●番地、259㎡で、場所は●●●●●●●●●●●●の西方200mぐらいにある、可愛川寄りですが、譲受人は現在国道54号線の道の駅構想の●●●●●●で、●●●●●●予定地を確保されておられますが、その土地の南側に接した田んぼ259㎡であります。ここを譲り受け、将来的に畑として利用したく申請された案件です。譲渡人も考えてみますのに、他人の家の前で農作業するというのも大変窮屈なことがあろうというふうに判断されたということで譲り渡し、畑として管理されればよいというふうに思っております。また、ほかの農地への影響は全くないというふうに思います。なお、詳細については、調査書のとおりであります。

以上で、調査報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございました。

そしたら、続いて、受付番号22号について、7番 富田委員さんお願いします。

○富田委員 7番の富田です。受付番号22番について報告します。

4月10日、農業委員2名と推進委員3名と事務局とで現地を確認しました。場所は八千代町下根で、別図20-22を見ていただき、国道54号線から西へ400mぐらいのところにある一筆632㎡の田です。譲渡人の●●●●さんは、広島市内に在住されており、耕作困難なため、以前から譲受人の●●●●さんが管理しておられました。●●●●さんと●●●●さんは、姉、弟の関係です。このたび、下限面積が10アールとなり、所有権移転の申請をされました。以前から管理されており、問題ないと思います。詳細は調査書をごらんいただきたいです。

以上でございます。

○職務代理 はい、ありがとうございました。

続いて、受付番号23号について、11番 水重委員さんお願いします。

○水重委員 11番 水重です。受付番号23号について報告いたします。

別図の20-23をごらんいただきたいと思います。申請地の●●●●●●と、●●●●●●は隣接した一枚の畑でございます。譲渡人が高齢で耕作困難であり、また譲受人の実家に接しており、利便性もよく、引き続いて譲受人が耕作を行うため、今回の申請に至っております。譲受人は、三次市に移住していますが、農作業には帰省はしており、引き続いて畑として利用するため、何ら問題のないことを確認いたしております。

以上、報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございました。

以上で、調査報告を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

質疑はないようでございます。質疑を終了し、採決に入ります。

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり許可することと決しました。

ここで、議事参与の関係で、●●●●さんが退室されますので、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時45分 休憩

午後1時45分 再開

○職務代理 それでは休憩を閉じ、会議を開きます。

担当委員からの調査報告を行います。

受付番号19号、20号について、11番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員 11番 水重です。受付番号19号、20号について報告いたします。

4月10日、推進委員7名、農業委員2名と事務局で現地を確認いたしました。まず、受付番号19号ですが、別図20-19をごらんください。●●●●●●●●番地は、譲受人の自宅から100mぐらい南にある①で示してある田です。申請地に近く、道が困難で、安全に行くには譲受人の田を通っていく状況にあります。今回、譲渡人のほうから話を出され、事故もあってはいけないということで、交換の話がまとまったとのこと。譲受人は隣接地であり、何も問題になることはありません。

下段にあります●●●●●●●●番地は、譲受人の田の中にある②を109㎡でL型になった小さな田であります。これは以前から話が出ていましたが、今回交換の話もまとまり、あと2筆の田と、次の20号との関係のある交換で申請された案件でございます。

次に、受付番号20号ですが、別図20-20をごらんください。譲受人の自宅は●●●●●●です。●●●●●●番地は譲受人の自宅から東に50mぐらいにある田です。これは、譲受人の自宅からすぐ近いし、西側の●●●●●●も譲受人の田であり、耕作の便利のため、交換がまとまったことです。

なお、19号との間で地籍差がありますが、利便性等を考慮して、差額を前者が後者へ支払うことで全て解決し、何ら問題もないとのこと。

以上、調査報告を終わります。

○職務代理 はい、ありがとうございました。

それでは、以上で調査報告を終わります。質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑はないようでございます。

質疑を終了し、採決に入ります。議案第20号 受付番号19号、20号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○職務代理 はい、ありがとうございます。全員賛成。

よって、議案第20号 受付番号19、20号 農地法第3条の規定による許可申請につい

ては、申請どおり許可することに決しました。

ここで、●●●●さんが入室され、議長を交代のため、暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時49分 休憩

午後1時49分 再開

○村上会長 それでは休憩を閉じて、会議を開きます。

日程第4 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに事務局より、提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございます。

続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号35号について、10番 光永委員お願いいたします。

○光永委員 10番 光永、報告いたします。

受付番号35号について、別図21-35をごらんください。現場は、国道54号線を三次市方面に、あと800mほどで三次市という、甲田町の●●●●のほうにあります。54号線と可愛川とに挟まれた現在一般住宅が建っております。その横に今回の申請人、●●●●さんが、増築をするということで申請になっております。周りは158㎡の田ということになってますが、現在はほとんど畑になっている場所です。申請地を今回譲り受け、住宅を増築することですが、母屋に隣接して建てるということなんで、この申請もいたし方ないかなということなんです。現在、●●のほうに住まっていますが、これが許可になり次第、●●から深瀬のほうへ帰られるということなので、まだ50歳ぐらいなんで、大変いいことかなと思います。

以上で報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号36号について、11番 水重委員お願いいたします。

○水重委員 11番 水重です。受付番号36号について報告いたします。

4月10日、推進委員7名、農業委員2名、事務局で現地を確認いたしました。別図21-36をごらんください。前回の農振除外で審議いただいた案件です。譲受人は申請地に一般住宅を新築するものです。申請地は資料で住宅に囲まれた現況は田です。●●●●及び●●●●●●は、現在住居が建っております。用水路及び周辺農地には何ら影響のないことを確認しております。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号37号について、3番 津田委員お願いいたします。

○津田委員 3番 津田でございます。受付番号37号について説明をいたします。

4月12日、農業委員2名、推進委員3名、事務局1名で現地を調査をいたしました。農振除外でちょっと説明はさせていただいておるわけですが、場所は別図21-37をちょっと見ていただきたいんですが、美土里町、吉田から美土里町方面へ行きまして、横田があつて、本郷があるわけですが、本郷と横田の境ぐらいのところの右上に●●●という大きなお寺があります。別図の●●●●●●●●というのが、●●●さんが以前経営しておられた幼稚園の跡地です。

その幼稚園の跡地から、県道の上に土地が3区画あるんですが、一番県道沿いの併用地と書いてあるところが、これ以前お店をしておられました。これはもう今はお店もなくなって、平地になっています。それから、申請地の上に併用地という土地がありますが、これも管理はされていますが、昔ここへ縫製工場があつて、今は工場の形もなく平地になっております。その間に挟まれておるのが、今申請地の●●●●●●●●と、この土地なんですが、畑です。申請者も高齢で、また場所も遠くて、耕作をすることができないということで、この申請地を含めて、3枚を売却をし、太陽光発電を設置をしたいと、こういう申請でございます。現地調査をいたしました。水路あるいは農業経営、生産活動等々に支障は全くありませんので、やむを得ないことというふうに思いました。

以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号38号について、1番 沖田委員お願いいたします。

○沖田委員 1番 沖田です。受付番号38号について、4月17日に農業委員2名、事務局1名、推進委員2名で現地の確認を行いました。場所は、甲田町上小原、JR吉田口駅から1kmぐらい向原方面へ行ったところの県道37号と戸島川の上に位置します。別図を見ていただきますと、別図21-38ですね。斜線が引いてあるところが、圃場整備地域であります。平成21年ごろ圃場整備をしたときに、●●さんが雑地として登記してあると思っておられたところが、実は畑になつたということで、顛末書になっております。

面積14㎡で、その白いところへ●●●●●●、●●●●●●のところへ入るのに、道路として必要になつるところであります。この2つがどちらも宅地で家が建っております、もうずっと以前からコンクリートがやつてあつて、道路になつておるということであります。やむを得ないのかなというふうに思いました。

以上で、報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号39号について、4番 信川委員お願いいたします。

○信川委員 4番 信川です。番号39について、調査報告をいたします。

場所ですが、県道広島三次線、●●●●●●よりちょうど正面に当たるところでございます。住所は向原町戸島●●●●●●番地の424㎡でございます。譲渡人は高齢でもあり、もはや耕作が困難となり、売却することとされたものであります。また、譲受人は太陽光発電設備の

設置の計画のためにこの申請でございます。このことにより、周辺への農地の支障は認められず、やむを得んものと思っております。また、詳しくは別紙の調査報告書をごらんいただきたいと思えます。

以上、報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございます。

続きまして、受付番号40号について、6番 上田委員お願いいたします。

○上田委員 6番 上田でございます。受付番号40号について、4月10日、農業委員2名、推進委員3名、それと事務局で現地調査を行いましたので、報告いたします。

場所は、八千代町勝田の●●●●●●●●の麓の県道沿いでございます。申請人 ●●さんは、●●●という建設業をされておりますが、昭和60年ごろに事務所と倉庫を建てるために、曲がった土地を隣接する●●さんと話し合いで、真っすぐに整地されましたが、このたび金融機関で融資を受ける際、担保のこの土地の一部が他人名義の土地であることがわかり、申請に至りました。

図面21-40をごらんください。右の351が県道勝田吉田線でございます。●●●●●が●●さんの●●●の事務所と倉庫でございます。申請地1が、その下が今市道になっております。ですから、市道と事務所の間でございますので、問題はございません。それで、申請地2でございますが、その曲がった土地を真っすぐにされまして、コンクリートで水路をつくられております。別に問題はないと思えます。

以上で報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

以上で、調査報告を終わります。ここで、質疑及び意見に入ります。

質疑及び意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

次に、日程第5 議案第22号 非農地証明申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より提案の要点説明をいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございます。

では続いて、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号19号について、8番 桑原委員お願いいたします。

○桑原委員 8番 桑原です。受付番号19号についての調査報告を行います。

現地調査は、私と津田委員さん、それと推進委員の境江さんの3人と事務局で行いました。

●●●●さんが推進委員となっているんですが、当日親戚の葬儀ということで欠席でございますが、一応3人で見させていただきました。

これは、現地を地図で見ていただきましたら、●●の一番最後の部分、●●側でございます。

この資料から見ると、家が隣に建っておりまして、農機具等が入るような道もない。それで隣には、一緒に並んで他の土地がございましたが、これが同じような面積でございまして、これが手つかずの状態ということで、ここら辺一体は大体耕作が放棄されたような状態が続いておるといふようなことでございます。

現状は農機具等も入れんということで、改はいが進んでおる状態でございます。やむを得ないと見させていただきました。

以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございます。

以上で、調査報告を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

申請どおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第22号 非農地証明申請については、受理することに決しました。

日程第6 議案第23号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

初めに、事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございます。

以上で、事務局の要点説明を終わります。

これより、質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありますか。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について、本案は申請どおり認定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第23号 農用地利用集積計画の決定については、申請のとおり決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに決しました。

日程第7 議案第24号 農用地利用配分計画原案の諮問についてを議題といたします。

初めに、事務局より要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見はありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。議案第24号 農用地利用配分計画について、原案のとおり設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、議案第24号 農用地利用配分計画原案の諮問については、原案のとおり設定することに異議のない旨を市長に回答することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。大変慎重審議いただきありがとうございました。

これをもって、平成30年第4回安芸高田市農業委員会総会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時17分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

6番委員

7番委員